

消防計画

第1章 総 則

(目的)

第1条 この計画は音楽療育おとゆいキッズの防火管理業務について必要な事項を定め火災等の災害の予防及び人命安全確保並びに被害をできるだけ防止することを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は音楽療育おとゆいキッズに勤務し出入するすべての者に適用するものとする。

(防火管理者の権限と業務)

第3条 防火管理者は、正木 彩奈とし、この計画についての一切の権限を有し次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報、避難訓練の計画とその実施
- (3) 建物等の自主検査及び消防用設備等の点検の実施とその指導監督
- (4) 火気の使用又は取り扱いに関する指導監督
- (5) 収容人員の把握と安全管理
- (6) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び連絡)

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（改正の都度）
- (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- (5) その他防火管理について必要な事項

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第5条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者の元に火元責任者並びに建物、火気使用器具等及び消防用設備等の点検検査を行う自主点検検査員を指定する。

(火元責任者の業務)

第6条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
- (2) 消防用設備等の維持管理

(3) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置

(4) 防火管理者の補佐

(自主点検検査員の業務)

第7条 自主検査員は次の業務を行うものとする。別表3

(1) 自主検査員は、消防用設備等について別に定める点検票に基づき点検を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。

(2) 自主検査員は、建物、火気使用設備器具、電気設備等について別に定める検査表に基づき検査を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。実施時期は別表4のとおりとする。

(自主点検検査の時期)

第8条 消防用設備等の総合点検は下記の業者に依頼する。

点検設備業者	アスポウ防災サポート
住 所	大阪府堺市西区山田4-2064-1
電 話 番 号	072-272-8777

(点検検査結果の記録及び報告)

第9条 防火管理者は自主点検検査の結果を「防火対象物維持台帳」に記録し、消防用設備等の点検結果については、1年に1回消防署長に報告しなければならない。

第3章 火災予防措置

(防火管理者への連絡事項)

第10条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

(1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。

(2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。

(3) 改装、模様替え等を行うとき、

(4) その他防火管理上必要な事項

(従業員等の厳守事項)

第11条 音楽療育おとゆいキッズに勤務するすべての者は、日常勤務を通じて各種災害を防止するため、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 階段、通路等には、避難上支障となる物品を置かないこと。

(2) 消防用設備等の周辺には、装飾等をせずにその機能を阻害しないこと。

(3) 火災を発見した場合は、消防機関(119)に通報するとともに防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。

(4) 事業所内及びその敷地内は禁煙とする。

(火気使用時の遵守事項)

第12条 火気を使用する者は次の事項を遵守しなければならない。

(1) 台所は、常に整理整頓しておくこと。

- (2) 火気使用設備器具は、使用前、使用后必ず点検を行い安全を確認すること。
- (3) 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること。

第4章 自衛消防活動対策

(自衛消防の組織と任務分担)

第13条 自衛消防組織として濱崎彩奈を自衛消防隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を別表3のとおり指定する。

- (1) 隊長 ◦自衛消防隊の各係員に対し、指揮命令を行うとともに消防隊と密接な連携を図る。
◦避難状況の把握を行う。
◦消防機関に対する通報及び確認を行う。
◦出火の報知及び消防隊へ情報提供にあたる。
- (2) 消火係 ◦消火器具を用い消火作業にあたる。(担当)
- (3) 避難誘導係 ◦避難器具の設定、操作にあたる(担当)
◦非常口等を開放し避難誘導にあたる。(担当)

(避難経路図)

第14条 自衛消防隊長は、人命安全を確保するため消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図(別紙1)を作成し、従業員すべてに周知徹底しなければならない。

第5章 震災対策

(震災予防措置)

第16条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため第2章に基づく各施設器具の点検検査に合わせて、次の事項を行うこと。

- (1) 建物、建物に付随する施設物(看板、窓枠、外壁等)及び陳列物件の倒壊、転倒、落下の有無の検査
- (2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等について作動状況の検査
- (3) 危険物施設における危険物品等の転倒、落下等の有無の検査

(地震後の安全措置)

第17条 各火元責任者は、地震後、建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後使用を開始すること。

(震災に備えての準備品)

第18条 震災に備え次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 携帯ラジオ
- (3) 非常食(2～3日分)
- (4) 飲料水

(5) その他必要なもの

(地震時の活動)

第19条 地震時の活動は、第4章によるほか次の措置を行う。

- (1) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
- (2) 防火管理者は、被害状況を全従業員に把握させるとともに必要な事項を指示すること。また関係防災機関（消防署、市役所等）からの情報を積極的に収集すること。
- (3) 指定避難場所は、和泉市緑ヶ丘 緑ヶ丘小学校（徒歩約5分）。（別紙2）
- (4) 指定避難場所への避難開始は、防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

第6章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施時期及びその内容)

第20条 防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

- (1) 従業員に対する教育は、(5月、11月)の年2回実施するものとする。
- (2) 新人従業員に対する教育は、その都度行うものとする。

2 防災教育の内容は、次によるものとする。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 火災予防上の遵守事項
- (3) 防火管理上の任務及び責任の周知徹底
- (4) 震災対策に関する基本的事項
- (5) その他火災予防上必要な事項

(訓練の実施時期及びその内容)

第21条 防火管理者は、次により訓練を実施するものとする。

消火、通報、避難誘導を連携して行なう「総合訓練」は、(5月、11月)の年2回行うものとする。

- (1) 消火訓練 ◦消火器具の取扱要領の習熟をはかり、初期消火訓練を行う。
- (2) 通報訓練 ◦消防機関(119)への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。
- (3) 避難訓練 ◦避難誘導及び避難器具の設定の習熟を図る。

2 防火管理者は前項の自衛消防訓練を実施する場合は、事前に消防署へ通知するものとする。

附 則

この消防計画は、
平成29年9月1日から施行する。
平成30年9月1日から施行する。
令和6年4月1日から施行する。

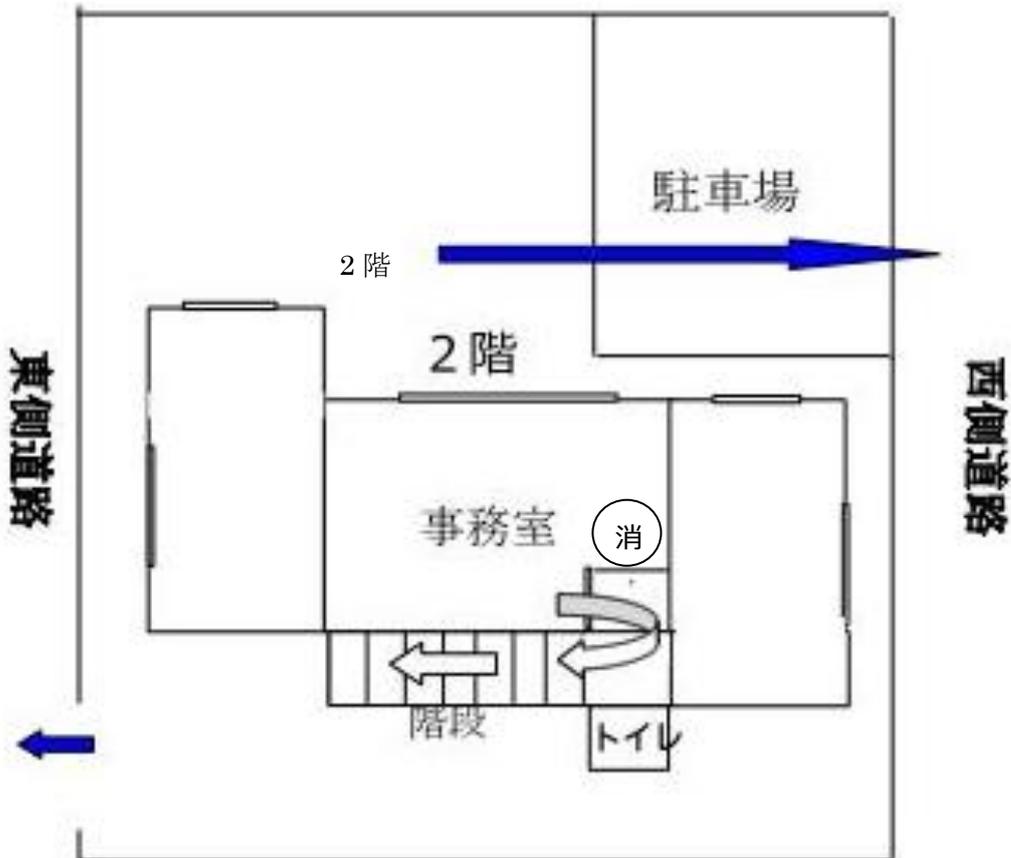
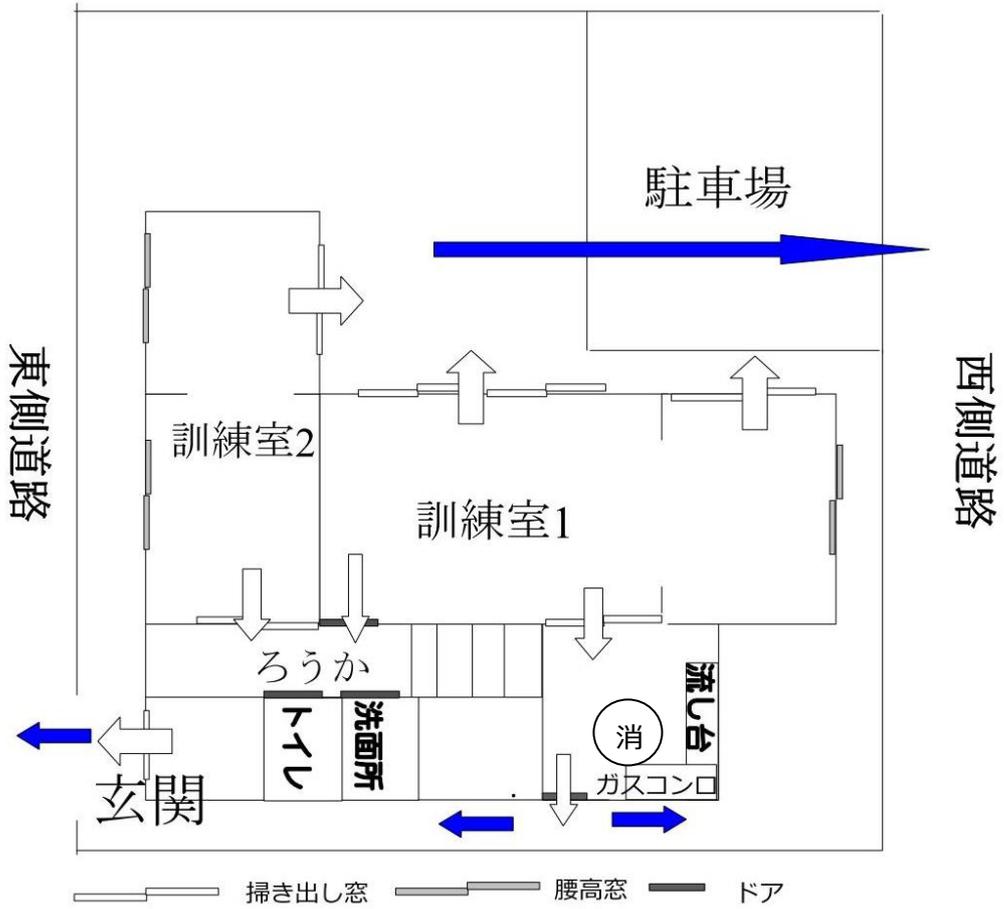
別図 1

1階

消 消火器



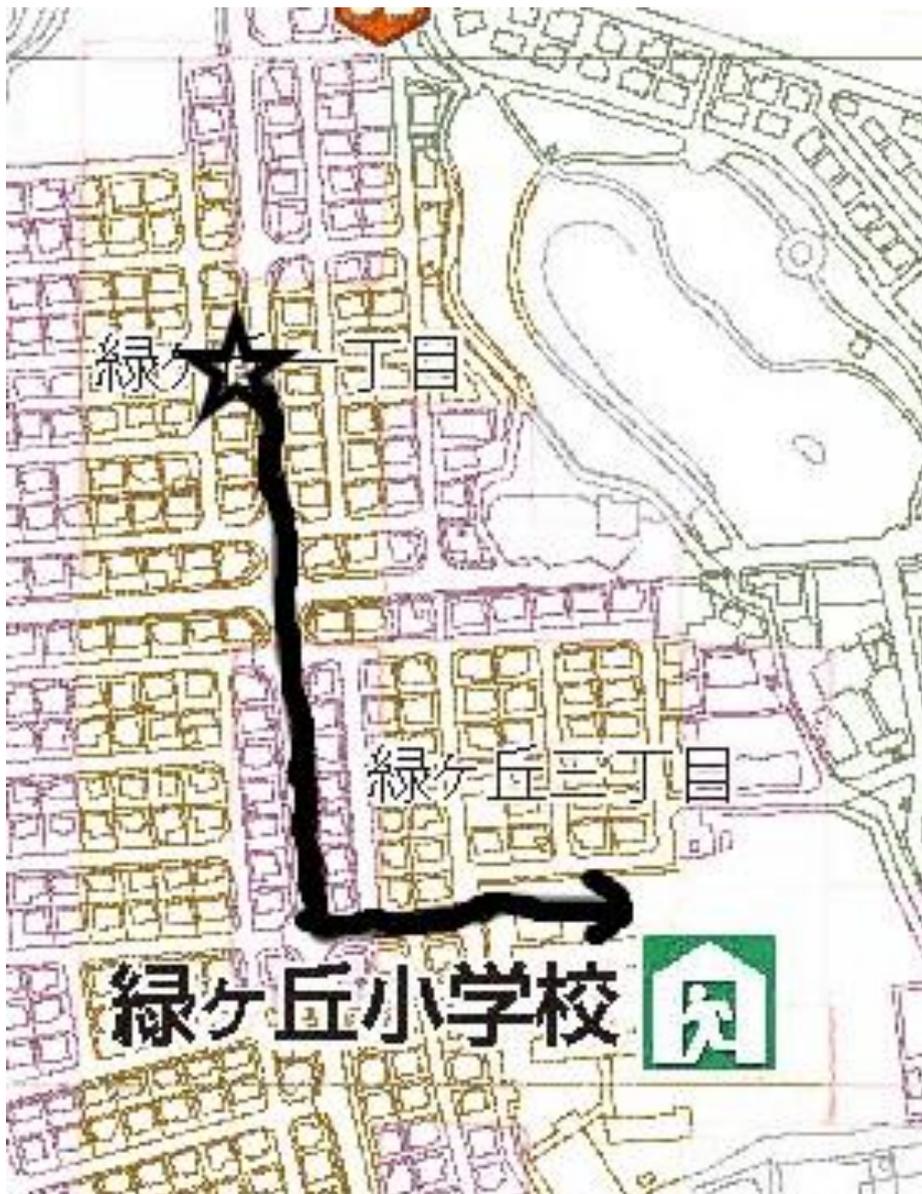
避難経路



別図 2

震災時の避難場所及び避難経路図

避難場所 緑ヶ丘小学校 TEL 0725-54-2366



★おとゆいキッズ（緑ヶ丘一丁目9-8）

- ①事業所東側道路(歩道のある広い方)に出て、右方向に直進する。
- ②信号を渡り、2つ目の交差点を左へ曲がる。

③緑ヶ丘小学校（緑ヶ丘三丁目4-1 TEL 0725-54-2366）

所要時間約5分

別表3

火災予防管理組織編成表

防火管理者名	担当区域	火元責任者名
正木 彩奈	訓練室1	正木 彩奈
	訓練室2	正木 彩奈
	事務室	正木 彩奈
	台所	正木 彩奈
	洗面所	正木 彩奈
	自主点検検査別	担当者名
	建物等	西川和昭
	火気使用設備器具	西川和昭
	電気設備	西川和昭
	誘導灯	西川和昭
	消防用設備等	西川和昭

別表4

自主点検検査実施表

点検実施年月日 消防用設備等	実施年月日		検査実施年月日 検査対象別	実施年月日
	機器点検	総合点検		
消火器	12月1日	1月30日	建築物等	12月1日
	6月1日			6月1日
誘導灯	12月1日	1月30日	電気設備	12月1日
	6月1日		火気使用設備	6月1日

自衛消防隊編成表

自衛消防隊長	係別	氏名
正木 彩奈	指揮係	正木 彩奈
	通報連絡係	正木 彩奈
	消火係	正木 彩奈
		西川 和昭
	避難誘導係	西川 照美
		角地 直子
		西川 和昭